

(仮訳)

プレス・リリース

2021年10月19日

金融安定理事会が、サイバー事象報告における更なる収斂を要請

金融安定理事会(FSB)は、本日、サイバー事象報告に関する既存のアプローチとより広い範囲での収斂に向けた今後のステップについて纏めた報告書を公表した。

サイバー事象は依然として金融システムに対する脅威であり、その発生頻度や巧妙さは急速に高まっている。特に金融サービスのデジタル化が進み、金融機関によるサードパーティのサービス提供者の利用が増加している中で、金融安定上の懸念が高まっていることを背景に、FSBはサイバー事象報告における調和が達成可能であるか、調査を行った。

FSBは、報告されるべきサイバー事象の範囲や、事象の深刻さ・影響を計測するための手法、サイバー事象の報告期限、サイバー事象の情報の用途に関し、セクター間・法域間で分断があることを確認した。こうした分断は、金融機関の初動・回復対応を妨げる可能性があるほか、監督当局と金融機関の間で情報共有を行う際の制約に対処することの必要性を浮き彫りにしている。

本報告書は、サイバー事象に係る規制上の報告における更なる調和が、(i)金融機関や金融システムに影響を与えるサイバー事象に関する共通認識の確立およびモニタリング、(ii)金融機関が抱えるサイバーリスクの実効的な監督の支援、(iii)セクター間・法域間での監督当局同士の協調と情報共有の円滑化、を通じて金融安定を促進すると指摘している。

FSBは、サイバー事象報告における更なる収斂を達成するための作業を前進させる3つの方策を明示した。

- **ベスト・プラクティスの策定。**監督当局が金融安定を促進するために要求し得る、サイバー事象に関する最低限必要な情報を特定する。
- **共有されるべき共通の情報の種類の特定。**これは監督当局が、セクター間・法

域間にわたるサイバー事象の影響をより深く理解することや、そのような情報を共有する際の法律上・業務上の障壁を理解することの一助となる。

- **サイバー事象報告のための共通用語の作成。**サイバー事象に係る今後の作業は、「サイバー事象」の共通した定義を含む、共通言語に基づくものとなる。

FSBは、2021年末までに、本作業を前進させるための具体的な計画を策定する。